

一般社団法人日本膵臓学会 定款施行細則

(会員)

- 第1条 正会員は、この法人の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同発表者もこの法人の正会員でなければならない。ただし、学術集会会長が認めた発表者及び共同研究者はその限りでない。
- 2 正会員は、定時会員総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。
 - 3 会員は、機関誌の配布をうける。
 - 4 正会員の会費は、一般会員は年額10,000円とし、評議員は15,000円とする。
 - 5 留学、出産・育児または長期病気療養などにより休会を希望する者は、休会届を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、休会期間中は年会費の支払い義務が免除されるが、一切の権利を行使できないものとする。休会期間は原則2年までとするが、必要に応じて再休会が認められる。
 - 6 会費未納を理由として資格を喪失した元正会員が、会員資格喪失後1年以内未納開始年度から現年度までの全会費を納入した場合は、会費未納開始時点に遡って会員歴の復活を理事会にて認めるものとする。海外留学や病気療養等の理由により本学会の会員としての活動ができない場合は、休会届を提出し、休会することができる。
 - (1) 休会期間は1事業年度もしくは2事業年度で、休会申請は、翌事業年度から有効となる。(本学会事業年度：4月1日～3月31日)
 - (2) 休会期間を延長する場合は再度休会届を提出する必要がある、1回につき最長2事業年度まで延長可能。
 - (3) 休会期間中の会費は免除されるが、会員歴に含まれないため、休会期間中に行った論文投稿、演題発表、学術集会参加等は業績として認められない。(専門医・指導医・評議員等の新規・更新申請時に実績として認められない。)
 - (4) 休会期間中に専門医更新申請その他消化器病専門医としての活動はできない。
 - (5) 休会期間終了後、自動的に復会にはならず、必ず復会届を提出する必要がある。休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は、休会期間終了後2事業年度経過した年度末で会員資格喪失となる。

(理事の選出)

- 第2条 理事の選出は、評議員の投票による。ただし、委任状による投票は認めない。
- 2 理事の候補者になろうとするものは、理事長が定めた期日までに、適宜の方法で理事長に届け出るものとする。ただし、監事との重複立候補は認めない。

- 3 理事の候補者になろうとするものが定員を超える場合は、継続意思のある現職の理事を優先し、立候補者が定数に達しないときは再公募する。
- 4 評議員会の議長は、評議員の中から2名または3名の開票立会人を指名する。開票立会人は、開票に関する事務を担当する。
- 5 次の投票はこれを無効とする。
 - (1) 所定の様式を用いないもの。
 - (2) 記載した氏名を確認できないもの。
 - (3) 投票に関して所定の事項を守らないもの。
- 6 理事の選出は、選出数連記の投票とし、上位得票者を当選とする。ただし、得票数同数のときは、年長者より順に当選とする。
- 7 任期を満了した理事は、定款第25条第2項の範囲で再任を認める。ただし、理事選挙において当選後初めての任期を満了した理事に限り、評議員会の承認により再任されるものとする。また、任期が6年を超えた継続意思のある理事は、評議員会の承認により再任されるものとする。
- 8 理事に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。
- 9 新たに理事長が選出された場合は、新理事長と同じ専攻分野（内科系・外科系）から新たに1名の理事を理事選挙により選出する。

(理事長の選出)

第3条 定款第22条第2項にもとづき選任される。

- 2 任期を満了した理事長は、定款第25条第1項の範囲で理事会の決議と評議員会の承認により再任される。なお、理事長としての承認をもって理事としても再任されたものとする。

(監事の選出)

第4条 監事の選出は、評議員の投票による。ただし、委任状による投票は認めない。

- 2 監事の候補者になろうとするものは、理事長が定めた期日までに、書面をもってその旨を理事長に届け出るものとする。ただし、理事との重複立候補は認めない。候補者が定数に達しないときは再公募する。
- 3 開票立会人の選任及び無効投票の定義は、理事選挙と同様に行う。
- 4 監事の選出は、単記投票とし、それぞれ上位得票者を当選とする。ただし、得票数同数のときは、年長者より順に当選とする。
- 5 監事に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。

(補欠選挙)

第5条 理事または監事に欠員が生じた場合、及び定年により欠員が生じる場合には、最も近い時期に開催される評議員会で補欠選挙を行う。

- 2 定例の理事及び監事の選挙と重ならない場合は、欠員分のみを本施行細則第2条及び第4条と同様の方法で選出する。
- 3 定例の理事及び監事の選挙と重なる場合には、改選数と欠員分をあわせて立候補を募り、本施行細則第2条及び第4条と同様の方法で選出する。当選者のなかでも、上位得票者より通常改選分、欠員補充分を決定する。

(評議員の選出)

第6条 評議員の総数は正会員数の約3～5%とし、内科系、外科系ほぼ同数とする。

- 2 評議員は、次項に定める資格を有する応募者の中から評議員選考委員会で選出された者とする。
- 3 評議員となりうる者は、次の資格のすべてを有する者とする。

(1) 65歳未満の会員

(2) 連続5年以上の会員で、評議員に応募する時点において会費を完納している者

(3) 原則、日本膵臓学会認定指導医資格を有する者

(4) 評議員申請時において、学会発表及び論文発表のいずれの条件も満たす者

① 学会発表

最近5年間の本学術集会で、一般演題(主題を含めて)の発表が筆頭、共同演者を問わず少なくとも2回以上、あるいは本学術集会での司会または座長が1回以上の経験がある者

② 論文発表

最近5年間に雑誌「膵臓」、「Pancreas」、「Pancreatology」のいずれかに1編以上の論文掲載(in pressを含む)経験のある者

- 4 評議員に応募する者は、期日までに履歴書ならびに業績目録(所定様式)を提出するものとする。
- 5 評議員選考委員会は、提出された前項の書類にもとづいて選考を行い、評議員候補者として総数の約半数を選出して理事長に報告する。なお、評議員の選出においては、女性評議員数や各専攻分野の評議員数が適正となるよう十分に留意するものとする。

- 6 評議員選考委員会は、定員約 15 名とし、非改選評議員の互選による。得票同数のときは、年長者を当選とする。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 7 地域差、男女差などを考慮し、理事長推薦枠として、若干名を、評議員 2 名の推薦を得て、理事会にて審議し選出する。

(職員)

第 7 条 この法人の事務処理を円滑に行うために、事務局に職員若干名をおくことができる。

- 2 職員は、理事会の議を経て理事長が任免する。

(名誉理事長、名誉会員及び特別会員)

第 8 条 名誉理事長となりうる者は、この法人の理事長をつとめ退任した者とする。

- 2 名誉会員となりうる者は、原則としてこの法人の学術集会会長をつとめた者、またはこの法人の役員をつとめ定年に達した者とする。
- 3 特別会員は、この法人の評議員の経験者で 65 歳に達した者とする。

(賛助会員)

第 9 条 賛助会員の会費は、年額一口 100,000 円、一口以上とする。

(図書会員)

第 10 条 図書会員の会費は、年額 12,000 円とする。

(書面または電磁的記録による議決)

第 11 条 理事または評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(委員会)

第 12 条 この法人に常置委員会及び臨時委員会をおく。委員の併任は、これを妨げない。

- 2 委員長は、当該委員会の会務を統轄する。委員の任期は 2 年とし（評議員会翌日を起点に 2 年後の評議員会まで）、再任を妨げない。委員長は、2 年毎に委員の再考をする。ただし、膵癌取扱い規約検討委員会委員、膵癌診療ガイドライン改訂委員会委員の任期は、その改訂毎とする。

- 3 オブザーバーとは議決権は持たないが委員会に参加，傍聴し観察する人と定義する。ただし，委員長の求めに応じて意見することができる。

(常置委員会)

第 13 条 常置委員会の委員の構成は，次のとおり定める。

	理事	評議員	計
評議員選考委員会	1	14	15
財務委員会	2	6	8
国際交流委員会	2	6	8
編集委員会	1		20
社会保険審議委員会	1	5	6
倫理委員会	1	6	7
認定資格制度審議委員会	2	10	12
教育委員会	1	9	10
COI 委員会	1	6	7
広報委員会	1		13
総務委員会	1	5	6

- 2 常置委員会の委員長は，評議員選考委員会を除き，理事会の推薦にもとづき，評議員会において選出される。
- 3 評議員選考委員会の委員は，評議員会において投票により選出され，委員長は選出された委員の中から互選される。
- 4 財務委員会の委員長及び担当理事は理事会で理事から選出され，評議員会で承認される。委員長は評議員より委員を 6 名指名する。
- 5 総務委員会，国際交流委員会，社会保険審議委員会，倫理委員会，認定資格制度審議委員会，教育委員会並らび COI 委員会の委員のうち，理事から選出される委員は理事会で選出される。評議員から選出される委員は委員長の指名による。
- 6 編集委員会の委員のうち，理事から選出される委員は理事会で選出される。委員長は会員の中から編集委員約 19 名を指名する。
- 7 認定資格制度審議委員会の委員長は指導医・指導施設認定委員会の委員長とする。委員長は専門性や地域性を考慮して委員を指名し 33 名を上限とする。
- 8 広報委員会の委員のうち，理事から選出される委員は理事会で選出される。委員長は会員の中から広報委員約 12 名を指名する。

(臨時委員会)

第 14 条 臨時委員会の設立は、理事会において議決するものとする。委員長は理事会で選出され、臨時委員会の構成委員は適宜、委員長が指名し、理事長の承認を得る。

(各種委員等会等の出席者に対する交通費・宿泊費)

第 15 条 交通費は、勤務先の近隣主要駅から会議会場近隣主要駅までの公共交通機関の料金(飛行機利用の場合は普通席の実費清算、JR 等の場合は普通運賃)を支給する。名誉理事長、名誉会員、特別会員には、飛行機利用の場合は特別席料金、新幹線利用の場合はグリーン車料金を支給する。市内の移動費用は一律 3,000 円とする。委員会に参加するために宿泊が必要であると認定された場合、宿泊費として一泊 15,000 円を上限として実費を支給する。交通費・宿泊費の支給は各委員会の委員長、または理事長が決定する。交通費・宿泊費は他の経費で支給されない場合に限り支給し、関連学会において開催する会議では当該学会会員には支給しない。

(委員長の代行)

第 16 条 各種委員会の委員長が急病により職務ができない場合は、副委員長がその職務を代行する。担当理事は副委員長を兼務し、担当理事がない、又は委員長が担当理事の委員会の場合は、理事長が副委員長の任命をする。

(広告掲載)

第 17 条 広告主は、本学会のホームページ・メールマガジンに、理事会の承認を得て有料のバナー広告を掲載することができる。

2 広告主は、別に定める広告掲載に関する規則に従わなくてはならない。

附 則

本施行細則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

本規則は、2020 年 7 月 18 日から施行する。

この定款細則の一部を改正し、2021 年 7 月 16 日から施行する

この定款細則の一部を改正し、2022 年 6 月 27 日から施行する

この定款細則の一部を改正し、2022 年 10 月 11 日から施行する

この定款細則の一部を改正し、2022 年 12 月 5 日から施行する

この定款細則の一部を改正し、2024 年 10 月 1 日から施行する